



2026 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 阪急阪神ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 嶋田 泰夫
(コード番号 9042 東証プライム)
問合せ先 広報室 広報部長 豊田祐造
(TEL. 06-6373-5092)

役員報酬制度改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の役員報酬制度を改定すること（以下、「本報酬制度改定」という。）を決議いたしました。本報酬制度改定に伴い、2026 年 6 月 18 日開催予定の第 188 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬額を改定する議案及び業績連動型株式報酬制度を改定する議案を付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本報酬制度改定の目的及び概要

(1) 目的

当社では、「阪急阪神ホールディングスグループ長期経営構想」（以下、「長期経営構想」という。）の実現に向けて、企業価値の持続的な成長に対する意欲を高めるとともに、株主価値向上に対するインセンティブを働かせることを目的として、当社の取締役の報酬制度について、長期経営構想との連動性をさらに高める制度体系に改定することといたしました。

(2) 概要

改定後の報酬体系及び主な変更点は、次のとおりです。

報酬等の種類			位置づけ	付与方式	支給対象	
					業務執行取締役	非業務執行取締役（※1）
固定	基本報酬	金銭	基礎報酬	月例	○	○
業績連動	業績連動賞与【新設】	金銭	短期インセンティブ	年 1 回	○	—
	業績連動型株式報酬（※2）	株式等（※3）	中長期インセンティブ	退任後	○	—

※1 業務執行を行わない取締役をいいます。以下同じです。

※2 当社が委託者として設定する信託の仕組みを活用して、退任後に当社株式等を交付等する株式報酬です。

※3 源泉所得税等の納税資金の確保を目的として当社が一部を換価し、その換価処分額相当分の金銭を給付します。

＜現行制度からの主な変更点＞

- ・業績連動報酬は代表取締役のみを対象としておりましたが、業務執行取締役の業績向上に向けた意欲を一層高めるため、支給対象者を業務執行取締役まで拡大いたします。
- ・業績連動報酬は業績連動型株式報酬のみとしておりましたが、事業年度ごとの業績達成及び持続的な企業価値向上の双方に対するインセンティブが適切に機能するよう、業績連動報酬を短期・長期に区分し、業績連動賞与を短期インセンティブとして新設し、業績連動型株式報酬は中期インセンティブとして位置づけることといたします。

また、新たに導入する業績連動賞与の額の算定に用いる業績指標には、長期経営構想において特に重視する財務指標（ROE、事業利益、親会社株主に帰属する当期純利益）を採用する一方、業績連動型株式報酬の業績指標については、業績連動賞与と同じ財務指標に加え、長期経営構想において特に重視する非財務指標（従業員エンゲージメントのスコア、女性管理職比率、女性新規採用者比率、温室効果ガス（GHG）排出量の削減率）に変更いたします。なお、具体的な業績指標は、指名・報酬委員会において検討したうえで決定いたします。

2. 金銭報酬の改定について

（1）業績連動賞与の導入

①対象者

当社の業務執行取締役

②業績指標

長期経営構想において特に重視する財務指標（ROE、事業利益、親会社株主に帰属する当期純利益）

（2）金銭報酬の上限

当社は、本定時株主総会における承認を得ることを条件として、業績連動賞与の導入に伴い、報酬額の上限に関する定めを月額から年額に変更いたします。また、社外取締役に期待される役割や責務が増大していること等を踏まえ、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬額を改定することに伴い、基本報酬と業績連動賞与を合算した金銭報酬の上限を次のとおり改定いたします。ただし、社外取締役を含む非業務執行取締役の報酬は、従来どおり基本報酬のみといたします。

（改定前）月額 30 百万円以内（うち社外取締役分 5 百万円以内）

（改定後）年額 380 百万円以内（うち社外取締役分 80 百万円以内）

※改定後の社外取締役を除く取締役の報酬額は、改定前の年額相当の報酬額と同じです。

3. 業績連動型株式報酬制度の改定について

当社は、当社の代表取締役である者（国内非居住者等を除く。）に対して、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P信託」という。）と称される仕組みを利用した株式報酬制度（以下「本株式報酬制度」という。）を導入しております。

今般、当社は、本報酬制度改定の趣旨に沿って、本定時株主総会における承認を得ることを条件とし、次のとおり本株式報酬制度を改定いたします。

①対象者

（改定前）代表取締役

(改定後) 業務執行取締役 (国内非居住者を除く。以下「対象取締役」という。)

②業績指標

(改定前) 事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益

(改定後) 長期経営構想において特に重視する財務指標 (ROE、事業利益、親会社株主に帰属する当期純利益) 及び非財務指標 (従業員エンゲージメントのスコア、女性管理職比率、女性新規採用者比率、温室効果ガス (GHG) 排出量の削減率)

③当社が信託に拠出する金員の上限

(改定前) 3 事業年度を対象として合計 1,320 百万円 (1 事業年度当たり 440 百万円)。

(改定後) 3 事業年度を対象として合計 1,170 百万円 (1 事業年度当たり 390 百万円)。

④対象取締役に交付等される当社株式等の上限

(改定前) 3 事業年度を対象として 24 万ポイント (24 万株相当)、1 事業年度当たりの平均は 8 万ポイント (8 万株相当)。

(改定後) 3 事業年度を対象として 18 万ポイント (18 万株相当)、1 事業年度当たりの平均は 6 万ポイント (6 万株相当)。

⑤クローバック条項の導入

現行の業績連動型株式報酬では、対象取締役が、取締役としての職務に関して重大な違反があった場合その他一定の事由に該当する場合に、支給予定の報酬を不支給とできるマルス条項がありましたが、これに加え、交付等した当社株式等相当の報酬の返還を請求できるクローバック条項を導入いたします。

4. 業績連動型株式報酬制度の概要

本株式報酬制度において採用する B I P 信託とは、一定の受益者要件を満たした対象取締役並びに当社子会社である阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)及び阪急阪神不動産(株) (以下、当社とあわせて「対象会社」という。)の常勤の取締役及び執行役員等 (国内非居住者等を除く。以下、対象取締役とあわせて「対象取締役等」という。) に対し、役位等に応じて対象会社の株式交付規程に基づきポイントを付与し、原則として退任時に、累積ポイントに応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付する制度です。

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	対象取締役等に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	対象取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者等
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託の期間	2017年5月17日～2029年8月31日（予定）
⑧議決権行使	行使しないものとします。
⑨取得株式の種類	当社普通株式
⑩株式の取得方法	株式市場から取得 ※取得時期等の詳細は本定時株主総会決議後、改めて当社で決定し開示予定
⑪帰属権利者	当社
⑫残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金相当の範囲内とします。

以 上